

CAP・じょうえつ会則

第1章 総則

第1条 本会はCAP・じょうえつと称する。

第2条 本会の事務局は、上越市高土町1丁目9番7号に置く。

第2章 目的

第3条 本会は子どもへの暴力がない社会をめざし、人権を正しく理解してひとりひとりの人権が大切にされる社会を作ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) CAPプログラムワークショップの実施
- (2) 会員の資質向上のための研修など、その他目的達成に必要な事業

第4章 会員

第5条 本会は正会員と賛助会員で構成する。

- (1) 本会の目的に賛同し共に活動維持・運営をしていくCAPスペシャリストを正会員とする。
- (2) 本会の目的に賛同し活動を支援する個人、または団体を賛助会員とする。

第6条 本会の会員は第4条の活動を行うに当たり、以下の5つのグランドルールを遵守する。

- (1) CAPの場で知りえた情報は守秘する。(守秘義務)
- (2) 年齢、性別、立場等には関係なく、対等である。(対等)
- (3) 積極的に参加する。ただし、参加したくない権利も認める。(積極的参加)
- (4) お互いの時間を大切にする。(時間)
- (5) 全ての個人と意見は尊重される。(尊重)

第5章 役員

第7条 本会は次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 事務局
- (3) 会計
- (4) 会計監査

第8条 役員の任期及び選出方法は次の通りとする。

る。

(1) 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(2) 上記役員は会員の互選とする。

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 代表は会を代表する。
- (2) 事務局は本会の運営に関わる事務全般を行う。
- (3) 会計は本会の運営に関わる会計事務を行う。
- (4) 会計監査は会計を監査し、総会で報告する。

第10条 役員は報酬を受けることができる。

第6章 会議

第11条 会議は総会・例会等とする。

第12条 総会は年1回とし、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

ただし、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

第13条 総会は当該年度の事業運営について話し合い、決定する。

第14条 例会は月1回以上とする。

第7章 会則の改正

第15条 会則の改正は、必要に応じて総会で行う。

第8章 会計

第16条 本会の経費は、会費、事業収入、助成金、寄付金及びその他の収入によるものとする。

第9章 事業年度

第17条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

第10章 雑則

第18条 この会則に定めるものの他、会則の施行にあたり必要な事項は別に定める。

附則1 この会則は平成19年5月19日より施行する。

附則2 この会則は平成27年5月29日より施行する